

令和4年度奥行臼史跡公園整備基本計画策定支援業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務は、国指定史跡旧奥行臼駅通所、町指定文化財奥行臼駅及び町指定文化財旧村営軌道風蓮線奥行臼停留所について、本質的価値の保存とさらなる積極的な公開・活用を図っていくために、史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画及び奥行臼史跡公園整備基本構想を踏まえ、奥行臼史跡公園として一体的に整備するために必要な整備活用事業の内容及びその実現の方法、解決すべき課題等を示すことを目的とした奥行臼史跡公園整備基本計画を策定するための支援業務である。

第2条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後でも、瑕疵が発見された場合には、速やかに対策を講じるものとする。これに要する経費は受注者の負担とする。

第3条 成果品の帰属及び管理

成果品は、全て発注者に帰属するものとし、第三者に発注者の許可なく公表してはならない。

第4条 業務期間

業務の期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月24日とする。なお、期限内であっても業務のうち完成したものについては提出を求める場合がある。

第5条 業務範囲

業務の範囲は、別紙「奥行臼史跡公園整備基本計画範囲図」のとおりとする。ただし、フットパスコースとして使用されている旧標津線跡地（約8.5km）の活用もアクティビティのひとつとして計画の対象とすること。

第2章 業務概要

第6条 計画準備

本業務を実施するにあたり、契約書、設計図書、既存資料、関係法令、業務の目的及び内容を的確に把握して、業務計画書を作成するとともに、必要な準備を行う。

第7条 業務内容

整備基本計画策定支援に関する業務内容は下記のとおりとする。なお、業務にあたっては、文化庁文化財部記念物課監修『史跡整備の手引き―保存と活用のために―』（平成17年、同成社）、

文化庁文化庁記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年、文化庁ウェブサイト）に基づき、別海町教育委員会『史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画書』（平成 26 年）、奥行臼史跡公園整備基本構想（令和 4 年）を参照して実施すること。

（１）諸条件の整理把握

業務範囲内における史跡や各種文化財の本質的価値と構成要素の状況、公開活用の利用状況といった諸条件を把握して課題を明確化し、諸条件の項目及び内容について、解決策を示しながら整理を行う。

（２）計画地の全体構想の検討

公園計画地における史跡指定範囲及び公園エリアの位置づけ及び導入機能などを再整理するとともに、動線計画やゾーニングなどと合わせて施設規模の検討を行う。

（３）計画地の環境分析

公園計画地における史跡指定範囲及び公園エリアの植生、地質、動植物などの自然環境を把握するとともに、現状及び将来の状況を分析して、計画策定の基礎資料とする。

（４）計画の基本理念と基本方針検討

上記調査の内容を踏まえ、計画の基本理念と基本方針を定める。

（５）基本計画検討

各種課題を解決して基本理念と方針を実現するため、以下の項目について基本計画をまとめる。

（ア）全体計画・地区区分計画

（イ）遺構・歴史的建造物保存計画

（ウ）地形造成計画

（エ）遺構表現の計画

（オ）公開・活用計画

（６）委員会運営補助

委託者が設置する委員会（以下「委員会」という。）で使用する資料等について、委託者の指示に基づき準備するものとする。受注者は、委員会に出席し、必要に応じて資料説明を行うほか、会議の内容等を記録し、議事概要として取りまとめる。なお、委員会の開催回数は、3 回程度とする。

（７）ワークショップ等企画運営

計画への町民意見反映や、計画周知、保存活用活動に向けた機運醸成のためのワークショップ等の企画運営を行う。1 回の開催を想定する。

（８）打合せ・協議

本業務の進行管理や業務実施・成果等について、発注者と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、打合せ協議を行う。なお、打合せ回数は、着手時、中間時各 1 回、完了時の 3 回を基本とするが、必要に応じて適宜行うものとする。

第8条 成果品

実施した全ての業務における、個々の成果物を発注者の求めに応じて随時提出するとともに、契約終了時には、実施した全ての業務の成果物を印刷物で3部及びデジタルデータで提出する。

第3章 その他

第9条 資料の貸与及び返却

- (1) 発注者は、策定業務遂行の上で必要となるデータ及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、データ及びその他関係資料の貸与を受ける際には、受注者に借用書を提出し、策定完了後直ちに発注者へ返還するものとする。

第10条 協議

業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、発注者と綿密な連絡を取り、適切な業務執行を図ること。本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議の上、その指示に従うこと。また、打合せ協議を行った場合は、その都度、打ち合わせ記録を作成すること。

第11条 その他

令和5年度の業務内容は次のとおり予定している。

(1) 基本計画検討

- (ア) 管理・便益施設計画
- (イ) 案内解説施設計画
- (ウ) 景観・環境計画
- (エ) 周辺環境保全計画
- (オ) 企画・運営計画
- (カ) 調査計画
- (キ) 整備イメージ図作成
- (ク) 前年度の検討項目の再検討・修正

(2) 事業計画

基本計画に基づき、整備に伴う費用の算出と、基本設計、実施設計、工事工程表を年次計画として作成する。

- (ア) 工程・年次計画
- (イ) 事業費概算

(3) 委員会運営補助

委員会で使用する資料等について、委託者の指示に基づき準備するものとする。受注者は、委員会に出席し、必要に応じて資料説明を行うほか、会議の内容等を記録し、議事概要とし

て取りまとめる。なお、委員会の開催回数は、3回程度とする。

(4) ワークショップ等企画運営

計画への計画周知、保存活用活動に向けた機運醸成のためのワークショップ等の企画運営を行う。1回の開催を想定する。

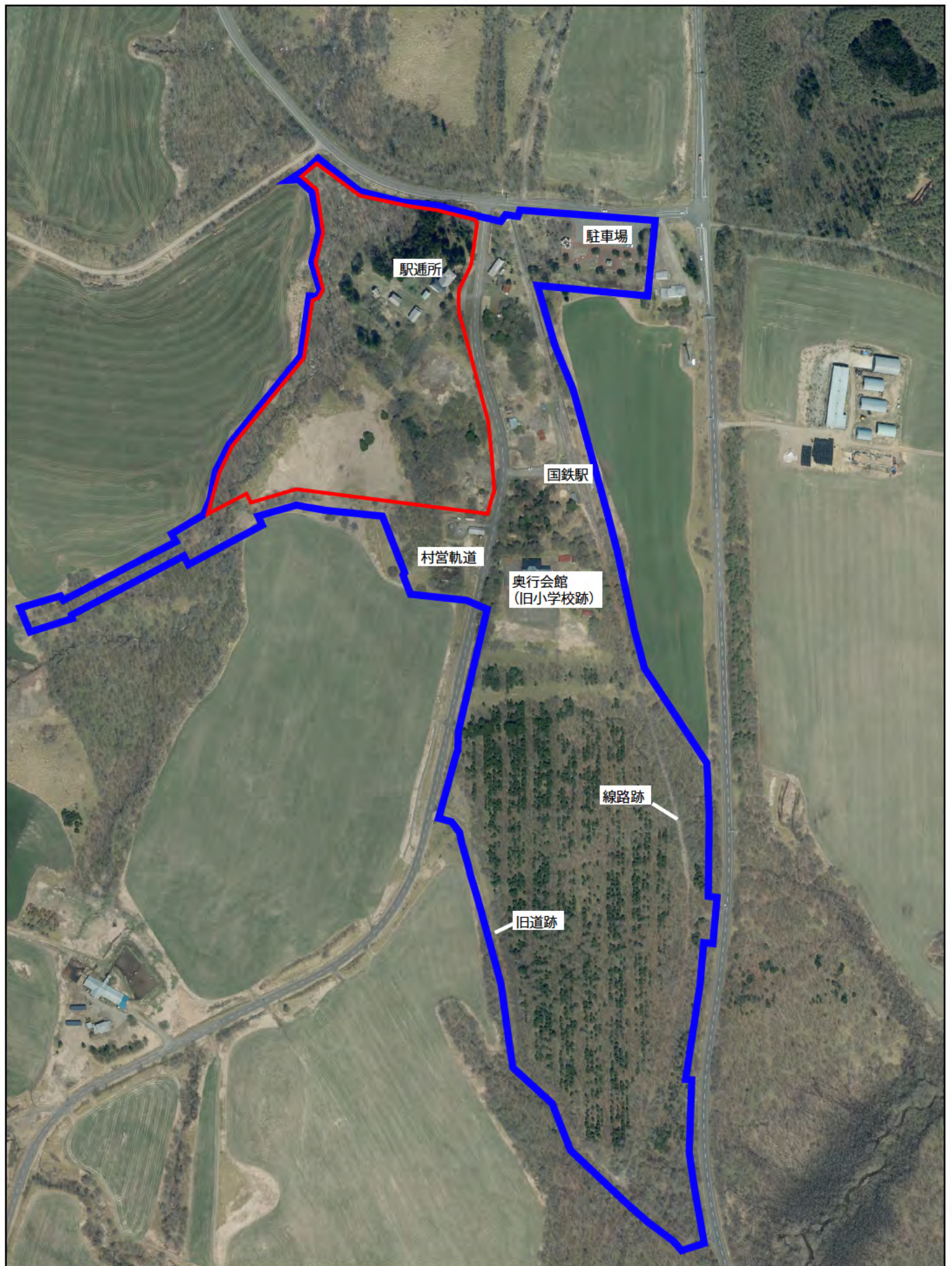
(5) 打合せ・協議

本業務の進行管理や業務実施・成果等について、発注者と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、打合せ協議を行う。なお、打合せ回数は、着手時、中間時各1回、完了時の3回を基本とするが、必要に応じて適宜行うものとする。

(6) とりまとめ

令和4年度、令和5年度検討結果を、「奥行臼史跡公園整備基本計画」としてとりまとめる。

(別紙) 奥行臼史跡公園整備基本計画範囲図



史跡公園整備基本計画策定範囲

史跡旧奥行臼駅通所指定範囲

1:5,000
0 90 180 360 m